

ILO海事労働条約への対応

背景（ILO海事労働条約について：平成18年2月採択）

船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉・社会保障等を定めた従前のILO海事労働関係諸条約等を、近年の社会情勢等に合わせ内容を抜本的に見直し新たに整理・統合して一本化するもの。

SOLAS、STCW、MARPOL条約に続く第4の柱として、海事労働に関するグローバルスタンダードを確立

ポイント

・船員の労働環境の向上

雇用条件、居住設備、医療・福祉・社会保障等に
係る国際的基準を確立

・海運における適切な競争条件の確保

労働条件等に係るグローバルスタンダードに基づく
公正な競争の確立

・旗国検査とPSCに基づき実効性を担保

旗国検査により法令遵守を確認し証書を発給
PSCにおいては証書に基づく検査を実施

・非締約国にもPSCを実施

No More Favorable Treatment（未批准国船でも
検査）により非締約国のサブスタンダード船を排除

今後の対応

条約の批准に向けた取組み

※条約発効要件：世界の船腹量の33%を有する30ヶ国以上の批准→発効要件を満たした後、12ヶ月後に発効

国内においては、本年9月にILO海事労働条約国内法化勉強会を立ち上げたところであり、関係者と十分な調整を行いながら、国内法化に必要な作業を着実に進めていく予定である。